

標準委員会 リスク専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会
第19回 (P12SC19) 議事録 (案)

日 時： 2009年7月9日(木) 13:30～17:30

場 所： 東京都 仏教伝道センター 7階見の間

出席者： 平野主査 (JAEA), 山口副主査 (阪大), 成宮幹事 (関電), 増田 (今井委員代理 (東電)), 植田委員 (電中研), 内田委員 (JNES), 小島委員 (ASME 委員), 河井委員 (原技協), 倉本委員 (NEL), 栗坂委員 (JAEA), 古作委員 (NISA), 高橋 (坂田委員代理 (三菱重工)), 関根委員 (JNFL), 菅原 (西村委員代理 (原技協)), 橋本委員 (東芝), 水門 (福村委員代理 (北陸電)), 藤本委員 (JNES), 御器谷委員 (NISA), 村松委員 (JAEA), 門谷委員 (原電), 米山委員 (TEPSYS)
21名

常時参加者： 大家 (関電), 西岡 (四電), 廣川 (TEPSYS), 藤田 (中電 CTI)

(敬称略)

配布資料：

P12SC19-1 第18回分科会議事録 (案)

P12SC19-2 リスク情報活用実施基準へのコメント (分科会、部会、標準委員会) に対する対応 (案)

P12SC19-3 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (案)

参考資料：

1. 第3回リスク専門部会議事録 (案)
2. リスク情報活用実施基準 (案) 抜粋 (P12SC18-3)
3. リスク情報活用実施基準の概要について (骨子) 抜粋 (P12SC8-3)
4. 原子力発電所の安全規制における「リスク情報」活用の基本ガイドライン (抜粋)
5. リスク情報活用実施基準内で使用されている「リスク」について
6. 今後のスケジュール
7. (欠番)
8. ICDP, ICCDP 比較表

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認

成宮幹事により出席者数を確認し、全委員数 24 名のうち 21 名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行った。

(3) 人事案件

東京電力今井委員から増田委員に、北陸電力福村委員から水門委員に、三菱重工坂田委員から高橋委員にそれぞれ委員の変更が提案され、リスク専門部会への申請が了承された。また、常時参加者として原技協高木氏から菅原氏への変更が紹介された。

(4) 前回議事録案の説明

成宮幹事より、資料 P12SC19-1 を用いて、前回議事録案について説明があった。平野主査から、(4) e 項において「個別ガイドライン」を「個別標準」と表記を訂正するようコメントがあり、本修正を条件に承認された。

(5) リスク情報活用に関する実施基準（案）に対するコメント及び対応

成宮幹事及び実施基準（案）の各執筆担当から、資料 P12SC19-2 及び資料 P12SC19-3 を用いて、分科会、リスク専門部会及び標準委員会からのコメントの対応について説明があり、審議した。主な審議内容を以下に記す。

a. 資料 P12SC19-2 コメント No.19, 20 などについて

- ・本実施基準の位置づけや基本的要求事項のあり方などについて審議した。
- ・P12SC19-3 に示されている 4 章の構成を生かしながら、是正についても判るように条文の修正を検討することとなった。また、4 章と 5 章の関係を再整理して、関連する本体規定と附属書を修正することとなった。

b. 資料 P12SC19-2 コメント No.81, 83, 84 について

- ・リスク指標の判断基準のあり方について審議した。
- ・判断基準については基本的に現状どおりとすることが確認され、条文はより明確な表現を検討することとなった。用語に関して判断目安は使用せず判断基準に統一することとなった。また、判断基準にかかる議論の経緯などを解説に加えることとなった。

c. 資料 P12SC19-2 コメント No.11 について

- ・「リスク」の定義について審議した。
- ・本実施基準では用語としてリスクを比較的多様に使用しているため、どのように用いられているかを調査の上、用語の定義や用法に関してさらに整理していくこととなった。

- d. 資料 P12SC19-2 コメント No.31 について
- ・工学的評価の基本的考え方での安全余裕，深層防護のあり方について審議した。
 - ・変更前は安全余裕，深層防護を満足しており変更後の影響を確認する趣旨を踏まえ，条文をさらに検討することとなった。
- e. 資料 P12SC19-2 コメント No.35 について
- ・管理的手段への過度の依存の回避について審議した。
 - ・コメント趣旨を再確認の上，対応を適宜再整理する。
- f. 資料 P12SC19-2 コメント No.38 について
- ・安全設備の定義について審議した。
 - ・本実施基準では用語として安全設備は使用しないことが確認された。
- g. 資料 P12SC19-2 コメント No.40 について
- ・共通原因故障と従属故障について審議した。
 - ・共通原因故障の中で従属故障について説明している例を削除することとなった。
- h. 資料 P12SC19-2 コメント No.97 について
- ・ICDP と ICCDP の扱いについて審議した。
 - ・本実施基準では用語として ICDP に統一することが確認された。
- i. 資料 P12SC19-3 リスクの変化に対する判断目安について
- ・5.2.4.4 b)項 リスクの変化に対する判断基準について審議した。
 - ・より明確な規定となるようさらに検討し，その結果により関係する条文を修正していくこととなった。

(6) 今後のスケジュール

成宮幹事より，リスク情報活用実施基準に関する今後のスケジュールについて説明があった。今回全てのコメント対応について審議できなかったため，次回分科会を8月下旬目途で開催し，残りのコメント対応を審議することとなった。また，今回の審議での実施基準案変更箇所は別途委員に送付することとなった。次回のリスク専門部会には今回審議範囲についての状況報告を行うこととし，本報告は次々回の専門部会を予定することが確認された。

以上